

今月のトピックス

災害協力に関する協定を締結しました

大正区役所と並田機工株式会社は、令和6年9月26日(木)に「災害協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、大正区内で地震や風水害などの災害の恐れがあるとき及び災害発生時における、

- 帰宅困難者に対する飲料水、備蓄物資等の提供
- 帰宅困難者に対する電源の供給
- 被災者の救助や区の防災活動への車両等の提供

について、ご協力いただけることを定めたものです。大正区役所では、これからも地域の皆さまや関係機関のご協力のもと、応急対策活動の体制強化を進め、災害に強いまちづくりに努めます。

名称 並田機工株式会社 所在地 大正区小林西1丁目13番13号

問合せ 防災防犯 4階41番 ☎06-4394-9958



(左)古川大正区長
(右)並田機工株式会社
澤村代表取締役社長



外国人観光客を津波から守る取組について

「2025年大阪・関西万博」の開催時に、もしも南海トラフ巨大地震が起こったら…。大正区を訪れるたくさんの外国人観光客を安全に避難誘導する必要があります。

- 外国人観光客が自ら「いのちを守る行動」をとる
- 飲食店やサービス業などの事業者の皆さまが外国人観光客を安全に避難誘導する

大阪市港区役所でスタートした公民連携事業「おもてなし防災プロジェクト」では、避難誘導にお使いいただけるツールを提供しています。大正区でも一部の飲食店で使用されはじめています。みなさんもダウンロードして、ぜひご活用ください!



外国人観光客向け「TSUNAMI WARNING」



事業者向け「おもてなし防災マニュアル」

大正区のツールはこちらから▶



暮らし・各種手続き

令和6年度 第3回 大正区区政会議を開催します

区政運営や区において実施する事務事業について、広くご意見や評価をいただくための会議です。

日時 12月12日(木) 19:00~20:30

場所 藤井組 大正区民ホール (区役所4階)

- 議題
- 鶴浜地区のまちづくりについて
 - 大阪・関西万博の来場促進等の取組について

※傍聴希望の方は、18:30から会場前にて先着順で受け付けます。なお、受付開始時刻時点で定員を超えている場合は抽選を行います。

※これまで開催された区政会議の会議録・会議資料や委員名簿は区ホームページでご覧いただけます。



問合せ 庶務 5階50番 ☎06-4394-9975

固定資産税(償却資産)に関する申告書送付のお知らせ

土地と家屋以外の事業用の有形固定資産をお持ちの方に償却資産申告書または償却資産の申告をお知らせするハガキを送付します。

12月中に届かない場合は、お問い合わせください。



問合せ 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎06-4705-2941 FAX 06-4705-2905 (平日 9:00~17:30)

固定資産税・都市計画税(第3期分) 納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は、12月25日(水)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期限内の納付をお願いいたします。



固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

問合せ 弁天町市税事務所 固定資産税グループ ☎06-4395-2957 (土地) ☎06-4395-2958 (家屋) FAX 06-7777-4505 (平日 9:00~17:30 金曜日 9:00~19:00)

固定資産税(償却資産)について

問合せ 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎06-4705-2941 FAX 06-4705-2905 (平日 9:00~17:30)

令和7年度以降に実施される 主な税制改正(個人市・府民税)

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る 定額減税について

同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の配偶者(同一生計配偶者のうち、控除対象配偶者を除いた配偶者)については、令和6年度の個人市・府民税の定額減税における扶養親族等の算定の対象になりませんが、令和7年度の個人市・府民税において、当該配偶者を有する場合には、1万円が減税されます。詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。



問合せ 弁天町市税事務所 市民税等グループ (個人市民税担当) ☎06-4395-2953 FAX 06-4395-2810 (平日 9:00~17:30 金曜日 9:00~19:00)

空家の利活用を応援します!

大阪市では空家の利活用を促進するため、住宅の性能向上に資する改修や地域まちづくりに資する用途への改修に要する費用等の一部を補助します。



【主な補助要件】

- 2000年(平成12年)5月31日以前に建築された戸建住宅又は長屋建住宅であること
- 賃貸用又は売却用として流通しておらず、3か月以上空家であること
- 一定の耐震性能を有すること、又は改修により一定の耐震性能を確保すること
- 利活用事例として、大阪市が情報発信することに了承できること等

※耐震診断・改修工事にあたっては、別途大阪市の補助制度をご利用いただけます。
※外壁改修工事や屋根改修工事のみを行う場合は、本補助制度の対象外です。

問合せ 都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口(大阪市住まい公社内) ☎06-6882-7053 FAX 06-6882-0877 地域協働 4階40番 ☎06-4394-9942

マイナンバーカード及び戸籍に関する手続きの停止日について

マイナンバーカード及び戸籍に関するシステムのメンテナンスが行われる日については、マイナンバーカードの交付や更新の手続き及び戸籍に関する一部の手続きができませんのでご注意ください。

停止日 12月22日(日) (第4日曜日)



問合せ 住民登録(マイナンバー) 2階23番 ☎06-4394-9965